

信州大学教育学部と千曲市教育委員会との連携に関する協定書

信州大学教育学部（以下「甲」という。）と千曲市教育委員会（以下「乙」という。）は、千曲市における教育について、相互に連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、学校教育、社会教育等の分野において、甲と乙が相互に連携・協力し、学校及び地域における教育の充実、発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して協力する。

- （1） 学校教育の充実に関すること。
- （2） 幼児教育の充実に関すること。
- （3） 社会教育の充実に関すること。
- （4） 教員研修・養成の充実に関すること。
- （5） 教育課題に係る調査に関すること。
- （6） その他甲と乙が必要と認める事項

（有効期間）

第3条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は令和10年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

（その他）

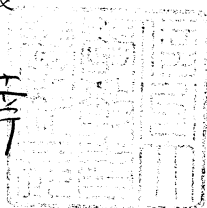
第4条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙それぞれが署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月11日

（甲） 信州大学教育学部長

村松 浩 亨



（乙） 千曲市教育委員会教育長

小松 信 美

